

# 建保三年六月十一日月卿雲客妬歌合考

——栗下覆勘藤原定高を中心に——

安井重雄

## はじめに

『新古今集』撰集が実質的に終了し（承元三・四年（一一〇九・一一一〇）頃<sup>①</sup>）、後鳥羽院による和歌活動が疎らとなって、順德天皇歌壇が活動を活発化させる建暦二年（一一二二）から承久の乱（承久三年（一一二二））までに催行された歌合について考えたい。順德天皇は、この間に歌合を盛んに催しており、ざっと数えても七〇回以上に及ぶ（証本伝存の歌合及び『紫禁和歌草』等による）。歌合は順德天皇の和歌活動の中心にあったといっても過言ではない。しかし、順德天皇歌壇については、「後鳥羽院の完全な支配下に生まれた順德院中心の建保期歌壇が、嘗ての元久

期歌壇と比べて、創造性に乏しいものに終わった<sup>③</sup>」との指摘もある。しかし、歌合の詠歌表現に関しては順德天皇に新たな試みもあったように思われるので、その一例として、建保三年（一一二五）六月十一日『月卿雲客妬歌合』を取り上げて考察したい。

建保三年六月は、後鳥羽院が同月二日に『四十五番歌合』<sup>④</sup>を催しているが、結果的にこれが隠岐遷幸までに院が催した最後の歌合となった（『建保四年院百首』等、以後も歌合以外の催しは行われている）。また、順德天皇は、この年九月十日に定家に「名所百首可注進由」の「綸言」を与え（『明月記』同日条）、十月に『内裏名所百首』が詠進された年でもある。そのこともあつてか、この年の順德天皇による歌合催行は九月九日『当座撰歌合』が最後である。

さて、当該『月卿雲客妬歌合』は、順德天皇内裏で催された、三題（野外夏草・月色似秋・契経年恋）、十五番の歌合で、出詠歌人は、左方が、順德天皇、藤原定高、同範宗、同忠定、同範基、右方が、藤原雅経、同保季、同行能、同康光、同資隆の計十名で、天皇と近臣を中心とした構成である。証本の端書によつて衆議判が行れたことがわかるが、判詞・勝負付は付されていない。順德天皇歌壇において判者を務めたり、判詞執筆に携わつたりしているのは、順德天皇、定家、家隆だけなので、定家・家隆の出詠がない当該歌合には判詞は付されなかったものと思われる。

当該歌合から勅撰集には、『新統古今集』に四首入集するのみで、定家をはじめその子孫の二条家・京極家の勅撰集撰者が関心を持った形跡はなく、当該歌合の伝本も近世写本数本と群書類従本が知られるに過ぎない。それでも当該歌合が注目されるのは、「栗下覆勘右大弁藤原定高」と作者標記に記す藤原定高によるところが大きい。『和歌文学大辞典』（古典ライブラリー）では当該歌合について、「定高が「栗下覆勘」と号して出詠し、一人狂歌を詠んでいる点が注目される」（家永香織執筆）とあり、同「定高」の項目では、「無心連歌や狂歌を得意とし、順德天皇内裏歌壇では建保三

年六月一日『月卿雲客妬歌合』に「栗下覆勘右大弁藤原定高」として狂歌三首を詠む。同八月二日『内裏狂歌合』にも参加（『明月記』）（唐沢正実執筆）とある。このように、当該歌合においては狂歌や無心連歌と関係する定高詠に関心が持たれているのである。

ただし、定高詠の表現や「栗下覆勘」という呼称、また当該歌合の意義についても検討の余地があると思われるので、若干の私見を述べてみたい。

なお、定高は、建久元年（一一九〇）生、嘉禎四年（一二三八）没、四九歳。参議光長男、兄長房猶子。建久九年（一一九八）従五位下。承元三年（一二〇九）に長房が参議を辞して右少弁に任じて以降弁官として活躍する。当該歌合催行の建保三年の前年、建保二年十二月一日には、右大弁、藏人頭となり、禁色を聴されており、順德天皇の信頼が篤い人物であつたことが知られる。<sup>(8)</sup>

## 一 定高詠の表現

まず、定高詠三首の番を掲げる（以下、和歌本文・歌番号は新編国歌大観による）。

〔野外夏草〕

二番 左

栗下覆勘右大弁藤原定高

武蔵野の萩や薄やほりうてて瓜やなすびや植ゑてもたばや（3）

右

散位藤原保季

風やとき真野の萩原露をだにまだしらすげのおなじみどり（4）

〔月色似秋〕

七番 左

女房

風の音の身にしむ色もかはらねど月にいくたび秋を待つらん（13）

右

栗下覆勘右大弁藤原定高

はだかねの小夜ふけがたに腹ふくれ風もすずしう月も秋なり（14）

〔契経年恋〕

十五番 左

栗下覆勘右大弁藤原定高

あはむとの空証文にいくよへて数年になりぬこはいかにせん（29）

右

散位藤原行能

いたづらにくちてやさても山城のゐでの下帯むすばほれ  
つつ（30）

二番左・七番右・十五番左が定高歌である。三首ともに、俗語を用いて滑稽さを主とした詠みぶりであることが一見して了解されよう。

当該歌合の定高詠に最初に注目して論じたのは峯岸義秋かと思われる。峯岸は、「建保時代は、歌合のもつとも盛んな時代であつたが、一方にまた連歌が非常に流行した時代で、とくに無心連歌への関心が昂まつた時代であつた」として当該月卿雲客妬歌合に注目し、当該歌合が「俳諧連歌的なものを含む」と指摘して右に示した定高詠三首の番を掲げている。<sup>(9)</sup>なお峯岸は、七番で定高歌が右方に番われていることから、誤写を疑うが、二節に記すように誤写ではない。

まず「野外夏草」題歌「武蔵野の萩や薄やほりうてて瓜やなすびや植ゑてもたばや」（3）について考えてみたい。歌意は明瞭で、「武蔵野の萩や薄を掘り捨てて、（食用になる）瓜や茄子や植ゑて手に入れたい」というものである。武蔵野は『万葉集』以来詠まれる歌枕で、平安時代には紫草

他の草・草花が詠まれる。定高が詠み込む萩、薄も左のよ  
うに詠まれている。

ふるき因縁侍りし武蔵守なりし人のまできて、萩  
のさきたるを興じ侍りてのたふ

むさしのむかしのはぎをうつしうゑて君がためとぞ  
この秋はまつ（能宣集・384）

〔七月中〕

むさしのをがはのはらの秋はぎもはなさきがたにな  
りにけらしも（好忠集・202）

薄

むさし野にかねて薄はむつまじく思ふ心のかよふなる  
べし（清輔集・秋・109）

『能宣集』歌は、能宣亭に武蔵野守であった人がやって来  
て、庭の萩を見ての詠で、武蔵野に咲いていた萩を移し植  
えたのだと詠む。好忠歌は武蔵野の「をがはのはら」（未詳。  
歌枕名寄<sup>5450</sup>は好忠歌を「岡辺原」と誤認して「岡辺原」項  
に好忠歌一首のみ配する）の秋萩が咲く頃かと想像する。

『清輔集』歌は、武蔵野の薄について、以前から親しみを  
感じていると述べている。

これらの用例から、武蔵野の萩、薄は都人にとって心惹

かれる存在であることが知られ、定高は和歌の伝統を踏ま  
えて「野外夏草」題に相応しい草を選んでいるといえよう。  
ところが、それを掘り捨てて、瓜と茄子を植えようと詠む  
ところに古典的な優美さとの乖離がある。

瓜も茄子も食用として栽培された野菜で、『大鏡』では、  
「北野・賀茂河原につくりたるまめ・さ、げ・うり・なすび  
といふもの」と記される。<sup>10</sup>ただ、用例としては瓜の方が可  
なり多く、貴族日記にも瓜を贈答したり食したりする例は多  
い。『梁塵秘抄』にも瓜・茄子を歌う今様が載っており、日  
常的な野菜であった（371・372）。

和歌の例を二例だけ挙げておきたい。

修理のかみこれただ、わかなすびわかうりをおこ  
せたり、らい月さねすけの少将むこにとるべしと  
ききてのころ

みそのもりこたへだにせよつきたたばかのこともみな  
なりぬべしとか（義孝集・55）

『義孝集』には、若茄子・若瓜と両者を並べて記している。  
「みそのもり」は「天皇に対する供御の果実や蔬菜などを貢  
進するための所領」（角川古語大辞典）である「御園」の管  
理者の意で、瓜・茄子を送ってきた惟正を喩える。そして

「御園」では瓜・茄子だけでなく「かのこと」（実資を婿に取ること）も成るとかと戯れたのである。

はちすのつばみたるをみにて、なすびのおそろし  
げにふしつきたるをかほにして、ほうしのかたを  
つくりて、人のおこせたりしに

ごくらくのはちすと身をばなすひまでうきは此よのか  
ほにざりける（赤染衛門集<sup>478</sup>）

『赤染衛門集』では、節（こぶ状のものか）の付いた茄子を顔にした法師の人形が送られたことから、「なすひ」を物名として「成す日まで」と表現し、恐ろしげな茄子を憂き世を生きる人の顔と喩える。右のように、和歌に瓜・茄子を詠むことはあるが、言葉遊び的な側面や形状の面白さを捉えて詠じており、食用という本来の用途を表現することはない。ところが定高は、土地に植える野菜としての瓜・茄子、つまり日常生活における最も一般的な用途である食料としての瓜・茄子を詠じているのである。日常生活の中の瓜・茄子をそのまま和歌の世界に持ってきたところに定高詠の特色があるといえよう。

なお、「ほりうてて」の「うつ」は「動詞タ行下二段活用」「捨つ」に同じく、捨てる意。思いきって捨て去るとい

う強い意味に用いることが多いが、平安朝以降は用例が少ない（角川古語大辞典）とされる動詞で、確かに和歌の用例は少ない。<sup>11</sup>この「うつ」も和歌の世界との乖離を狙って意図的に用いたものであろう。

この定高歌は、江戸時代になって、戸田茂睡『紫の一本』<sup>12</sup>に「むさし野の萩や薄をほりすてて植ゑて置かば瓜や茄子を」と引用されている。武蔵野が「季経卿（茂睡は作者を誤認している）」の「願ひのごとく、今は田畠となりて、一村一村の民家おびただしく、瓜茄子をはじめ」野菜を作っていると記す。茂睡がどのような資料から引用したかは明らかではないが、瓜・茄子の本来の用途を表現したことが江戸時代の享受に繋がっているであろう。

次に、「月色似秋」題歌「はだかねの小夜ふけがたに腹ふくれ風もすずしう月も秋なり」（14）について考える。

「はだかね」「腹ふくれ」が俗語であることはすぐに了解される。しかし、歌意はすぐにはわかりづらい。当該歌合の定高詠について連歌の側から論じたものとして岩下紀之の論考がある。<sup>13</sup>岩下は、定高歌について、「はだかで寝ている太鼓腹の男」「上句に「はだかね」「腹ふくれ」と自堕落さを表現する強烈な無心の語がある」と解している。しか

し、「はだかね」についてはともかく、「腹ふくれ」は「小夜ふけがたに」に下接するので、ずっと腹がふくれているわけではなく、夜更けになって腹がふくれてきたと解される。それはどのような状態と理解すればよいであろうか。

「腹ふくれ」について和歌や物語等の用例は管見に入らないが、『今昔物語集』等説話集には次のような例がある（他に『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『沙石集』等にも見える）。

〔今昔物語集〕 卷第一、天竺「悉達太子、在城受樂語第三」

淨居天、變化シテ病人ト成ヌ。身羸レ腹大キニフクレテ喘キ吟フ。太子、此ヲ見給テ問テ宣ハク、「此ハ何人ゾ」ト。答テ云ク、「此レ病ヒスル人也」ト。

〔今昔物語集〕 卷第五、天竺付仏前「天竺龜、報人恩語第十九」

「王宮ニハ百千万ノ狐鳴キ唼レバ、天皇驚キ騷ギ給テ、占師ニ被問ルニ、天皇・姫宮重ク可慎給キ由ヲ占ヒ申タリケル程ニ、姫宮重ク煩ハセ給テ腹脹レテ限リニ御スナレバ、宮ノ内、物騒ク騷ギ合タリ」

右に挙げた二例は傍線部からわかるように、いずれも病人となつて腹が脹れるというもので、重い病に煩らう様子

が描かれる。これが定高詠にも該当するのではなからうか。すなわち、はだかで寝たために夜更けの寒さで体調を崩し、腹が張つたというのではなからうか。

「はだかね」は意味は明瞭だが、他に管見に入らない語で、『日本国語大辞典』が立項して「裸で寝ること」と記すが、用例に定高詠一例を挙げるのみである。「はだかね」も日常生活の中の言葉から採つたのであろうか。なお、「はだか」という状態は文学作品の中では普通のことではなく、例えば、『紫式部日記』における、宮中で十二月晦日追儺の際に女房二人が引き剥ぎに遭つた例「三人ふるふふるふ、足も空にてまゐりたれば、はだかなる人ぞふたりゐたる」「はだか姿はわすられず。おそろしきものから、をかしうともいはず、言忌もしあへず」、あるいは『榮花物語』卷三十六根合における、天喜二年（一〇五四）清涼殿相撲節の相撲人について「裸なる姿どもの並み立ちたるぞ、うとましかりける」と述べる例等があるが、はだかは恐ろしさや疎ましさを惹起するものであったことがわかる。和歌の用例は『今昔物語集』『宇治拾遺物語』『古本説話集』に見える次の説話の例が検索できるに過ぎない。

はだかなるわがみにかかる白雪はうちふるへどもきえ

せざりけり（今昔物語集卷十九・57、越前守藤原孝忠侍出家語第十三）

「はだかね」という詞のインパクトは披講された際相当に強かったと推測されよう。

さて、定高歌の歌意は、歌題を勘案すれば、「（夏の終わりに暑くて）はだかで寝てしまった夜更けがたに（寒さでひどく体調を崩して）腹がふくれ、（気づくと）風も涼しく、月も秋であったのだった」、といったところであろう。

次に、「契経年恋」題歌「あはむとの空証文にいくよへて数年になりぬこはいかにせん」であるが、「空証文」「数年」が歌語でないことはすぐに了解できる。歌意は「逢おうとの手紙は偽りの証文なのに、幾夜過ぎて（とうとう）数年になった。これはどうしたらよいのだろうか」といったところだろうか。「数年」は漢語で、漢詩にも用いられている。

「空証文」は『日本国語大辞典』が立項し、「いつわりの証文」と記して、当該定高歌のみを用例に挙げる。「はだかね」と同じで他の用例が管見に入らない言葉だが、『角川古語大辞典』『時代別国語大辞典』は立項していないことは気にかかる。あるいは「空証文」という言葉の存在を疑っているであろうか。似た言葉で「空誓文」があり、これは各辞

典が立項し、「偽りの誓文（せいもん）。偽って神の名にかけて誓うこと。」（角川古語大辞典）のように記している。用例も多い。当該歌合の伝本は近世の写本数本と群書類従しかなく本文に疑義があっても推測するしかないが、あるいは「空誓文」を誤写した可能性もあるうか。「空誓文」であつても意味は通じる。一つの可能性として提示しておきたい。当該歌の場合は、前の二首とは異なり、内容としては和歌的である。そこに漢語や日常の言い回しを持ってきたところに誹諧性があるう。

以上、定高詠が、和歌伝統や古典の世界の優美な詞や発想から離れ、日常の生活感覚に沿った詞と表現を用いることが知られよう。その用語は俗の世界を描く説話集と縁が深いことも注意される。

## 二、『月卿雲客妬歌合』の結番と定高

『月卿雲客妬歌合』の結番について確認しておきたい。歌合証本には冒頭に作者標記が記され、左右各五人ずつに分けて官姓名が記されている。各歌人が「野外夏草」「月色似秋」「契経年恋」題においてどこに配されているのか、一覧

したものを左に示す。左方歌人で右方に番われた、また右方歌人で左方に番われた場合はゴチックで示し、（）に合手を記した。

|             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 歌人名         | 歌題ことの結番位置                    |
| 左           | 野外夏草・月色似秋・契経年恋               |
| 女房（順徳天皇）    | 一番左 ・ 七番左 ・ 十二番左             |
| 栗下覆勘右大弁藤原定高 | 二番左 ・ 七番右（左Ⅱ天皇） ・ 十五番左       |
| 丹後守藤原範宗     | 三番左 ・ 八番右（左Ⅱ雅経） ・ 十二番右（左Ⅱ天皇） |
| 左近権中将藤原忠定   | 四番左 ・ 六番左 ・ 十四番左             |
| 前播磨守藤原範基    | 五番左 ・ 九番左 ・ 十三番左             |
| 右           |                              |

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 左近権中将藤原雅経  | 一番右 ・ 八番左（右Ⅱ範宗） ・ 十一番左（右Ⅱ康光） |
| 散位藤原保季     | 二番右 ・ 十番左（右Ⅱ資隆） ・ 十三番右       |
| 散位藤原行能     | 三番右 ・ 六番右 ・ 十五番右             |
| 左衛門権少尉藤原康光 | 四番右 ・ 九番右 ・ 十一番右             |
| 讃岐守藤原資隆    | 五番右 ・ 十番右 ・ 十四番右             |

右を見れば、左方の定高と範宗は右方にも配され、右方の雅経と保季は左方にも配されていることがわかる。ただし、不規則な乱合ということではなさそうである。

この四人の合手を確認してみたい。定高は、「月色似秋」七番で右に番われるが、七番左は順徳天皇である。つまり、順徳天皇と結番するために右に移動したと考えられる。

範宗は、「月色似秋」八番で右に移動しているが、八番左

は右から移動した雅経である。つまり、範宗と雅経の結番を作ったのだが、両者を比較した時に『新古今集』撰者でもあった雅経を上位に遇して左方としたということであろう。範宗は「契経年恋」十二番でも右に移動しているが、これは左が順德天皇であったことによると思われ、逆に範宗の評価の高さが見てとれよう。

雅経は、右方に配されているが、順德天皇と番われた一番右のみが右方で、他の二番は左に番われている。定家・家隆の出詠がなく、天皇を除けば、本歌合の出詠者の中では最も上位に位置する存在であったといえよう。

保季は、「月色似秋」十番で左に移動している。十番右は資隆であるが、歌道家六条家歌人であり、『新古今集』に撰歌された歌人としてこのメンバーでは雅経に次ぐ存在であったとからであろう。

このように、上記の四人の歌人はそれぞれに結番合手を考慮して方を移動していると考えられる。定高も天皇との結番のため七番だけ右方に番われたのであり、むしろ厚遇されているといえると思われる。定高の結番合手は、保季・順德天皇・行能であるが、行能も世尊寺家の能書で『新古今集』に一首ではあるが入集する歌人であった。

### 三、「栗下覆勘」という呼称

定高の「栗下覆勘右大弁藤原定高」という作者表記は異様である。<sup>18</sup> 歌会・歌合の位署表記には、「官位姓名」「官姓名」「位官兼官臣姓朝臣上」「官位兼官臣姓朝臣名」等があるが、当該歌合は天皇と定高以外の八名は、「官姓名」の形式を採っている。定高の「右大弁」は当時の記録から定高の官として適当であるが、「栗下覆勘」も官を模して付せられた呼称と見てよいのではないか。「栗下」が無心連歌を意味することとは間違いないが、「栗本覆勘といふ名までがすでに狂歌師的である」といった狂歌師の号のように捉えるのは問題がある。当該歌合は規模も小さく内々の会といえるものながら内裏歌合であり、定高自身が「栗下覆勘」と称して和歌を提出したわけではなからう。順德天皇の意向が働いた位署かと推測したい。前節に見たように、定高は順德天皇と結番されるなど篤く遇されている。他には歌合の出詠も知られない定高であるが、その厚遇は順德天皇の意志から出ていると考えるのが自然であろう。歌人として晴の催しに出詠経験のない、定高の特殊な位置を示すために敢えて記

された位署と考えておきたい。

さて、「覆勘」であるが、「御書所（ごしよどころ）および内御書所の職名。別当、預の下位で次官級」（『角川古語大辞典』）の意味が該当すると思われる（『日本国語大辞典』も同じ意味を収載）。上記二つの辞典で引く用例に、次の『小右記』<sup>(21)</sup> 永観二年（九八四）十二月八日条がある。

……、於御前定申内御書所事、（右中弁資忠、地下人、是直幹朝臣例也、藏人式部丞為時、兩人可令行彼所事）、可候彼所学生十二人、（此中有大内記保胤朝臣、是覆勘、…（中略）…但開闔散位惟貞・学生巨勢為時等也）（内は割書）

『小右記』記主藤原実資は、当時藏人頭。花山天皇の御前に参着し、内御書所衆として、右中弁資忠・藏人式部丞為時の二名を推薦している（おそらくは別当・預としてか）。またその下に置く十二名のうち、保胤を覆勘、惟貞・巨勢為時を開闔とすべきと述べている。

『順徳院御記』<sup>(22)</sup> 承久二年（一二二〇）七月三十日条にも、御書所作文会の記事があり、「別当」「開闔」「覆勘」の職名が見える。

卅日。丁巳。今夜御書所作文也。亥時許。人々参内。<sup>(マ)</sup>於簾中見物之。覆勘孝範。〈成信死語／今度補之〉、開闔忠倫。衆二人著座。有勸盃。豫居飯。次乍台盤撤之畢。次人々著座。別当範時。〈直衣〉。…（中略）…序者孝範。…（中略）…孝範序尽筆書之。（『歴代宸記』 256頁）

御書所は作文会の会場として『中右記』等にも見えており、順徳天皇の時代も同様に用いられたのであろう。右の『順徳院御記』によれば、別当は範時、覆勘は藤原孝範、開闔は忠倫であった。

範時は、建保元年（一二二三）二月二十六日『内裏詩歌合』、同二年（一二二四）二月三日『内裏詩歌合』に詩人として出詠するなど順徳天皇に近侍して活躍した人物である。覆勘を務める孝範は当時著名な漢詩人であるが、この時序者を務め、順徳天皇は「孝範序尽筆書之」と高く評価している。『小右記』では慶滋保胤が覆勘に任じられていた。このように覆勘は漢詩人として高い教養のある人物が任じられている。実は、定高も詩人として活躍しており、『順徳院御記』によれば、建保四年（一二二六）十二月四日中殿詩歌会、同年十二月八日中殿作文御会、同五年十月十日中

殿詩会に文人として参加している。『順徳院御記』は大部分が失われているので、実際はもっと多くの御会に出詠していたと推測される。

順徳天皇は定高の詩人としての教養が覆勘と呼称されるに相応しいと考えたのではなかろうか。また同じ御書所の職員にしても預・別当より下位の覆勘が「栗下」とのバランスもとれた無理のないものと考えられたのであろう。そして、無心連歌をよくすることから（四節参照）「栗下覆勘」という呼称を記したと見ておきたい。

なおこの異例の位署を付すことが可能であったのは、定家・家隆が出詠せず、判詞も執筆しない小規模の歌合であったことによるとも考えられる。

#### 四、建保三年六月における連歌と和歌

後鳥羽院・順徳天皇歌壇における連歌の催行については、伊地知鐵男、木藤才藏、山本啓介等による考察があり、特に山本が歌壇全体を見渡して整理し論じている。定高についていうと、建暦二年（一一二二）十二月十日に後鳥羽院有心無心連歌に無心衆として参加、同年十二月十八日後鳥羽

院有心無心連歌にやはり無心衆として参加、同年十二月二十五日後鳥羽院主催連歌では、百句終了した時点で、院一九句、定家一六句に次いで定高一一句と活躍している（『明月記』同日条）。

また同年十二月二十八日後鳥羽院有心無心連歌にも定高は参加しているが、この催しは、有心衆と無心衆とが分かれて連歌をし、それぞれ作った句のうち尋常の句を選んで五首の和歌として、それを歌合に結番するというものである。連歌の五七五と七七の句を合わせて和歌一首とするという試みであり、当時の宮廷歌壇における連歌と和歌との関係を示唆する例として従来から注目されている。松本麻子は、後鳥羽院時代の連歌の付合手法を考察する中で、この催しに注意し、「二人で唱和する連歌を合わせると歌となる」という意識が、後鳥羽院の周辺にあったことが窺えよう」と指摘する。また、岩下紀之もこの催しに注意して、定高詠三首の上句下句を前句付句の関係として理解しようとする具体的な考察を示す。<sup>(25)</sup>

建保三年には当該歌合催行後の八月二十一日に順徳天皇のもとで狂歌合が行われており、『月卿雲客妬歌合』出詠歌人十名のうち、順徳天皇、雅経、範宗、行能、康光、定

高の六名が出詠している（定家も出詠）。『明月記』同日条には「有狂歌合（両方詠各鉢）、評定丁按察参（夜半歟）」とあるので、やはり有心衆・無心衆に分かれ、それぞれの「鉢」を詠じたとある。有心衆も無心衆もそれぞれに狂歌を詠じたとすると、有心的な狂歌というものが想定されることとなり、興味深い。この催しも、順徳天皇が連歌的表現をどのように和歌に反映させるかという試みといえないこともない。

もう一つ、従来指摘されていないが、連歌と和歌の関わりを示唆する催しが建保三年六月に行われている。次の『紫禁和歌草』の二首である。

同比、以栗下題各詠之、当座

暁月入窓

かへるさの人は出でぬるまきの戸にかはるは月の光なりけり（紫禁和歌草・555）

早涼思衣

月だにも雲の衣はあるものをまだひとへなる風ぞ身にしむ（紫禁和歌草・556）

詞書に「同比」とあるが、右二首は同集546詞書「同六月歌合、当座、蟬声秋近」と557詞書「同六月十八日歌合、水

辺柳」との間に配されていることから、建保三年（一二二五）六月中の催しで、十八日以前に詠まれた当座歌会詠と考えられる。すなわち、当該『月卿雲客妬歌合』と同じ月に催されたことになる。順徳天皇以外の出詠者は知られないが、詞書によると、「栗下題」によってそれぞれの歌人が詠じたという。その題とは「暁月入窓」「早涼思衣」という結題で、これ以前の用例は確認できない。題意は、暁の月が窓に入る、夏の終わりに早くも涼気が立ち衣を思う、といったもので、詠歌内容がある程度限定されそうな題である。歌意は、前者が、「暁に帰っていく人が出ていったしまった槿の戸のあたりに、入れ替わって月の光が入ってきたことだ」、後者が、「月でさえも（あたたかそうな）雲の衣を着ているというのに、私はまだ衣は一重で風が身にしみることだ」となるうか。「栗下題」とあるが、連歌に題はないはずなので、伝統に則らない、古典的な優雅さとは異なって日常生活を生きる人の姿を彷彿とするような表現を想起させやすい題とあったところであろうか。前述した狂歌合の有心衆の詠じる狂歌と同じ志向を有する当座歌会であったと思われる。ともかくも建保三年という年、順徳天皇は、六月から八月にかけて栗下連歌（無心連歌）の表現方法を和歌に取り

入れようと試みていたことは確かであるように思われる。その実験的な試みの一つが定高を歌合に出詠させることだったのではなからうか。また、この時代の連歌というとは、後鳥羽院が中心といえるが、順徳天皇の連歌あるいは狂歌に対する興味にも見逃せないものがあるといえよう。<sup>26)</sup>

## おわりに

建保三年六月十一日『月卿雲客妬歌合』について、定高詠を中心に考察した。定高の和歌だけを見ると、まさに狂歌であり、栗下連歌的でふざけたものとも見えるが、定高には無心連歌の能力とともに十分な漢詩の教養と実力があり、また弁官としての高い事務能力を備えてもいた。順徳天皇は、この時期、無心連歌的表現を和歌に取り入れてみたいと考えており、そこで注目したのが近臣である定高だったのではなからうか。定高は題詠に馴れてはいないにもかかわらず、和歌の伝統的表現をできる限り排して日常生活の用語や感覚を取り入れた渾身の詠作を提出してみせたというのが実情だったのではなからうか。そして、順徳天皇は定高を自らとも結番し、衆議も行おうとした。「栗下

覆勘右大弁藤原定高」という作者表記も含めて、それを実現するためには、定家や家隆は出詠しない規模の小さな内の歌合が適当と考えたのではなからうか。

なお当該『月卿雲客妬歌合』は、定高を起用したところに滑稽さを求めた側面があるともいえるが、父後鳥羽院の求める滑稽さとは姿勢を異にする。田淵句美子が指摘する『建永元年（一二〇六）七月十二日五首歌合』同年八月十七日頃上北面歌合』では、後鳥羽院は、「後鳥羽院歌壇では活躍していない歌人達」「当該歌合のほかには全く参加がない」歌人を集めて、嘲弄を目的として歌合を催行している。<sup>27)</sup>それと比較すると、歌壇で活躍していない定高の起用と、いっても、順徳天皇の姿勢はかなり真面目なものに見える。一般に、建保期の和歌の催しは順徳天皇近臣による閉鎖的なものが多く、後鳥羽院歌壇ほどの新しい表現を生み出していないと理解されている。特に定家・家隆ら新古今歌人が参加しない催しの評価は低いのが常である。しかし、必ずしもそうではなく、順徳天皇は近臣だけの歌合においても和歌表現の新たな可能性を模索していたのではなからうか。その一例が当該歌合であるといつてよいように思われる。

【注】

- (1) 田淵句美子『新古今和歌集』の成立―家長本再考―(『文学』8-1, 二〇〇七年一月) 参照。
- (2) 『紫禁和歌草』1-68番歌は建暦元年の詠で、五十首歌と四度の当座歌会歌、一度の歌会歌を収めるが、順徳天皇歌壇が盛んに活動するのは建暦二年からと考えられている。
- (3) 藤平春男著作集第1巻『新古今歌風の形成』(笠間書院、一九九七年) 112頁。
- (4) 『四十五番歌合』の性格については、吉野朋美『後鳥羽院とその時代』(笠間書院、二〇一五年) 第二章第二節「実朝懐柔と和歌―建保三年『院四十五番歌合』の場合―」、佐々木孝浩「中世歌合諸本の研究(八)―『歌合建保三年六月二日』について・附校本」(『斯道文庫論集』40、二〇〇六年二月) 参照。
- (5) 『内裏名所百首』に繋がる順徳天皇の名所和歌・名所歌合の試みについて、唐沢正実「建保期の名所歌合二種及び「難題和歌」について―順徳天皇の和歌活動管見―」(『古典論叢』19 昭和62・12) に考察がある。
- (6) 当該歌合番号と歌人を示せば、2 雅経・5 範宗・23 順徳院・26 保季の四首。
- (7) 内閣文庫本、東京大学文学部国文学研究室(歌合類纂の
- (8) 内、彰考館文庫本。  
『公卿補任』建保六年、定高の尻付参照。また本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」(『東京大学出版会、一九九五年』) には、定高が後鳥羽院近臣で承久の乱後に斬首される葉室宗行と親しかつたことや、乱後の九条道家の顧問に預かる輩の最上席として朝幕間の連絡役を担ったことなどの指摘がある。
- (9) 『歌合の研究』(三省堂、一九五四年) 第六編第二章「狂歌合」参照。峯岸は当該歌合のすべてが誹諧的であるように述べているが、誹諧的であるのは定高詠のみである。
- (10) 『大鏡』「太政大臣道長」。新編日本古典文学全集『大鏡』353頁。
- (11) 左記のような例があるが、稀少。  
ただきよの衛門守御せちたてまつりたまふに、たきものかうばしくあはすとてそらだきものれうすこしとたふの岑にこひたまふに、たちばななりたるえだにみをとりにていてたてまつるとて  
すゑの世になりもてゆけばたち花のむかしのかにはなるべくもあらず(高光集・39)  
〔月〕  
物おもふ心のくまをのこひうててくらぬ月をみるよしもがな(山家集・645)
- (12) 新編日本古典文学全集『近世随想集』168頁。

(13) 「有心衆・無心衆について」(二〇一七年三月、『愛知淑徳大学国語国文』40) 70～73頁。

(14) 日本古典文学大系『今昔物語集』による。

(15) 新編日本古典文学全集『和泉式部日記・紫式部日記・更級日記・讃岐典侍日記』185・186頁。

(16) 新編日本古典文学全集『栄花物語3』373頁。

(17) 披閱したのは、内閣文庫本、群書類従本のみであるが、いずれも当該箇所は「空証文」と漢字表記をする。歌合催行時は仮名表記であった可能性が高いと思われるが、見慣れない詞が漢字表記されるときにも誤写されていた可能性も考えられる。

(18) 内閣文庫本、群書類従本ともに作者表記は「栗下覆勘右大弁藤原定高」とあり、「栗下覆勘」は傍記のような形や小字ではなく、しっかり本行に記されている。後世に「栗下覆勘」といった勘注が付せられることは考えにくく、歌合証本作成時に記されたものと推測しておく。

(19) 拙稿「道因勧進『住吉社歌合』『広田社歌合』の奉納と位置と俊成」(『国語国文』78巻7号、二〇〇九年七月) 参照。

(20) 峯岸義秋注7著608頁。

(21) 大日本古記録『小右記一』(岩波書店、一九五九年)による。

(22) 以下、『順徳院御記』は増補史料大成『歴代宸記』(臨川書

店、一九六五年)による。

(23) 伊地知鐵男『連歌の世界』(一九六七・八、一九九五・九新装版による、吉川弘文館)「3十三世紀前半の鎖連歌」、木藤才藏『連歌史論考 上 増補改訂版』(明治書院、一九九三年)第二章「二 有心無心連歌の流行」、山本啓介「定家と連歌」(日本文学研究ジャーナル32号『連歌の圏域』、二〇二四・一二、古典ライブラリー) 参照。

(24) 松本麻子『連歌文芸の展開』(二〇一一・六、風間書房) 第一章第二節「後鳥羽院時代の連歌に見える句末表現」51頁参照。

(25) 注11論文参照。

(26) 注20山本論に、順徳天皇内裏の連歌について考察がある(55頁)。また『八雲御抄』正義部に「連哥」の項目があり、『袋草紙』「連歌骨法」と比較すると、鎌倉初期の現状が反映されている。

(27) 『女房文学史論』(岩波書店、二〇一九年)「四 建永元年七月十二日『五首歌合』」参照。

(本学文学部教授)

## 《キーワード》

建保三年六月十一日月卿雲客妬歌合 順徳天皇 藤原定高